



## 各種所得控除引上げで減税

昭和42年分の所得税改正

このたび税法改正により所得税の負担が軽減されることになりました。主な改正は、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、贈与所得控除など各種所得控除の引上げが中心となっております。昭和42年分(明後3月に行なう確定申告にて適用されるもの)から適用される主な改正点をお知らせします。(カッコ内は、改正前)

- ①基礎控除  
147,500円(137,500円)
- ②配偶者控除  
(1)一般の場合145,000円(127,500円)  
(2)青色専従者給与を受けている場合  
配偶者控除は受けられません。  
(127,500円-青色専従者給与額)
- ③扶養控除  
(1)一般の場合1人につき67,500円ただし、配偶者控除を受ける配偶者がいない場合は、扶養親族のうちの1人につき80,000円  
13才以上 1人につき60,000円  
13才未満 1人につき57,500円ただし、配偶者控除を受ける配偶者がいない場合は、扶養親族のうちの1人につき80,000円
- (2)青色専従者給与を受けている場合  
扶養控除は受けられません。  
(扶養控除額60,000円または80,000円-青色専従者給与額)
- ④老年者、寡婦、難労学生控除  
所得控除として、それぞれ70,000円ただし、老年者控除については500万円をこえる所得がある場合は、受けられません。(税額控除としてそれぞれ6,000円)
- ⑤障害者控除  
所得者、配偶者、扶養親族が障害者の場合、1人につき所得控除として70,000円(税額控除として、1人につき6,000円)
- ⑥寄付金控除  
寄付金の支出額と各種の所得金額の合計額の15%のいずれか少い方の金額から20万円と各種の所得金額の合計額の3%のいずれか少ない方の金額を控除した額(改正前、省略)
- ⑦贈与所得控除  
贈与所得の収入金額の合計額が607,000円までの場合  
収入金額×20%+56,000円  
(607,000円をこえ870,000円までの場合)  
収入金額×10%+123,000円  
(870,000円をこえる場合210,000円)(改正前、省略)

この結果による減税額は

この結果による減税額は